

## 武蔵村山市都市農業PR冊子作製及びロゴマークデザイン作成業務委託 仕様書

この仕様書は、武蔵村山市（以下「甲」という。）が事業者（以下「乙」という。）に対して委託する「都市農業PR冊子（以下「冊子」という。）の作製及びロゴマーク（以下「ロゴ」という。）デザイン」作成業務委託について、業務の内容及び乙が遵守しなければならない仕様を示すものである。

### 1 委託件名

武蔵村山市都市農業PR冊子作製及びロゴマークデザイン作成業務委託

### 2 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月30日（火）まで

なお、業務スケジュールは「別紙1」のとおり

### 3 委託場所

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

### 4 委託の目的

地産地消を推進し、武蔵村山市産農産物の魅力を伝えることで、武蔵村山市の農業が市民生活に不可欠なものとなるよう、市民等が武蔵村山市産農産物を身近に感じるきっかけを創出する。

### 5 委託内容

#### (1) 冊子の作製

乙は、内容の企画、全体の計画、デザイン、取材（インタビュー、写真撮影等）、イラストレーションの作成、レイアウト、試作品の作成、文字・色校正、データ作成、印刷等、作製にかかるすべての作業を行う。

#### ア 冊子の企画及び構成

乙は、次の事項を基に、甲と協議しながら全体の企画と構成を決定する。

- ① 市内産農産物直売所マップ
- ② 直売所マップと連携した生産者紹介（生産者、直売所写真及び生産野菜等の紹介）
- ③ 生産者特集（市内唯一の酪農家、新規就農者及び大規模経営農家等）
- ④ 農業体験（体験農園、収穫体験及び援農ボランティア）の紹介
- ⑤ 農地の有する役割、防災協力農地又は防災井戸の紹介
- ⑥ 地産地消の取組（防災食育センター及び学校給食等）の紹介
- ⑦ 多摩開墾の紹介
- ⑧ 武蔵村山市農業まつり及び農産物品評会紹介

⑨ その他市内農業の魅力発信に繋がる内容

⑩ ロゴ、武蔵村山市公式キャラクター及び武蔵村山市観光大使の織込み

#### イ 取材先

乙は、次の事項については必ず取材を行う。取材方法や内容については、別途甲と協議するものとする。その他の事項に関しての取材は、必要に応じて行うものとし、甲や取材先が保有している広告用素材を使用することも可とする。

① 生産者特集（インタビュー特集 4 件）

ただし、取材先は甲が指定する。

② 多摩開墾

③ 武蔵村山市農業まつり及び農産物品評会

④ その他甲が必要と認めるもの

#### ウ 原稿作成

乙は、甲と協議しながら取材記事の原稿や紹介文を作成する。

#### エ 校正

① 校正は 2 回以上行うものとし、別途色校正も行うこととする。

② 校正の際には、甲とイの取材先に確認し、承認を得ること。

#### オ 印刷

乙は、下表のとおり冊子を印刷すること。

内容	仕様
印刷方法	オフセット印刷
サイズ	A 5
ページ数	表紙片観音 6 ページ、本文 40 ページ
色	フルカラー
製本	中綴じ冊子
紙の厚さ	表紙 135kg 以上、本文 70kg 以上
紙質	上質紙（マット紙、マットコート紙、再生コート紙も可）

#### カ 冊子作成に当たっての諸注意

① 取材における写真撮影の際には、オフセット印刷による A 5 判冊子の作製に適した解像度及び画質を確保できる機材を使用して行うこと。

② 取材先が保有している広報用写真データがある場合、その写真データを提供いただくことも検討すること。

③ 乙は、本業務の目的を十分理解し、取材先と円滑なコミュニケーションを図ること。

#### (2) ロゴデザインの作成

##### ア デザインの作成

乙は市内の小中学生から応募のあったブランド名及びロゴ案のうち、市が選定したブランド名及びロゴ案（3 案程度を予定）を基に、デザインコンセプトを損なわない範囲で補作及びデータ化を行うものとする。また、色彩、文字、形状及びレイアウト等の調整を行い、印刷物及び電子媒体での利用に適したブランド名が入ったロゴを作成

するものとする。

なお、生成AI技術又はそれに準じた技術を使用することは認めない。

#### イ 権利関係の確認

乙は、作成するロゴについて、著作権、商標権、その他第三者の権利を侵害しないことを確認するものとする。

#### ウ 校正

① 乙は、作成したロゴについて甲と協議の上、必要な修正を行うものとする。修正後のデザインは甲の承認を得るものとする。

② 校正は2回以上行うものとする。

### (3) 成果品

ア 本業務の成果品として、下表の物品等を甲に納品すること。データの受け渡し方法については、甲と協議すること。

内容	数量
冊子	10,000部
冊子高画質レイアウトデータ (PDF)	一式
冊子低画質レイアウトデータ (PDF) ※3GB程度、分割も可	一式
冊子の紙面全ページの見開き画像データ (JPEG)	一式
冊子作製に使用したイラスト、図表、写真等の画像データ	一式
冊子編集可能データ (Adobe InDesign 形式(.indd)、Adobe Illustrator 形式(.ai)その他乙が作成に使用した形式)	一式
ロゴデータ (JPEG、PNG (背景透過))	一式
ロゴデータ (Adobe Illustrator 形式(.ai)による編集可能データ)	一式
ロゴのコンセプト説明資料	一式
その他業務で作成したもの	一式

#### イ 著作権について

① 本業務により作成された成果品（冊子、ロゴ、ブランド名、写真、イラスト、編集可能データその他本業務において作成された一切の成果物を含む。）に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は甲に帰属するものとする。

② 乙は、甲又は甲が指定する者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

③ 甲は、成果品について、修正、加工、複製、印刷、公表その他必要な利用を行うことができるものとする。

## 6 検査

(1) 乙は、本業務の完了後、速やかに甲に業務完了報告書、成果品を提出し、甲の検査を受けるものとする。

(2) 乙は、原則として、あらかじめ指定された日時及び場所において、甲の職員が行う検

査に立ち会わなければならない。

- (3) 乙は、検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

## 7 瑕疵担保責任

本事業の検査完了後、瑕疵が発見された場合、乙は無償で補修・追完を行うものとする。

## 8 秘密の保持

乙は、業務の履行に際して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。このことは、履行期間終了後も同様とし、そのために必要な措置を講ずること。

## 9 個人情報の保護

この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙 2「個人情報等の取扱いに関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

## 10 情報セキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

武蔵村山市情報セキュリティポリシーの要旨を踏まえ、以下の事項を遵守すること。

### (1) 複写及び複製の禁止

乙は、この契約に基づく業務を処理するため、甲が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「甲からの貸与品」という。）を、甲の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

### (2) 作業場所以外への持出禁止

乙は、甲からの貸与品（複写及び複製したものを含む。）について、甲が認める場所以外へ持ち出してはならない。

## 11 環境により良い自動車の利用

本契約の履行に当たっては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

### (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

### (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

## 12 その他

その他本仕様書に記載のない事項、またはその他疑義が生じた場合は、甲乙で協議の上、決定すること。

### 13 事務局

〒208-8501 武蔵村山市本町一丁目1番地の1

武蔵村山市協働推進部産業観光課 農政係 担当：井上・綾部

電話：042-565-1111 内線226

FAX：042-563-0793

E-mail：nosei@city.musashimurayama.lg.jp

※ 窓口及び電話での受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。